

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	門司植物防疫所 福岡支所 輸入検疫担当
部署の業務内容	輸入される植物等の検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	常日頃職員に対し接遇及び迅速丁寧な事務処理を行うよう指示しており、外部からの苦情はない。また、植物検疫協会を含む事業者と意見交換を定期的に行うことを計画しており、これによりより適切で誠実な対応が行える。職場内でも定期的に打合せを行い、職員が検疫検査実施時に感じた疑問、問題点等について意見交換を行い、行政サービスの維持に努めている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	植物検疫協会を含む事業者あるいは一般国民から植物検疫等について相談、要請等があった場合、植物検疫関係法令等に照らし合わせ、もっともよいと思われる方法、具体的な手続等を指導している。組織メールに寄せられる質問、要望等に対しては迅速かつ丁寧に対応している。また、支所では判断できない問題については全国的な問題である可能性を踏まえ、本所へ相談し、判断を仰いでいる。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	○	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	規則改正等については、掲示等により周知するとともに、大きな変更がある場合には、説明会を開催して周知を図っている。また、見学希望者及び関係機関等で実施されるイベントにおいて、業務の説明、施策の呼びかけ等を実施している。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	○	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振 興と消 費者の 利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	×	植物検疫の目的である「病虫害の侵入・まん延防止の観点から農業生産」を振興しているが、植物類の輸入を一部規制していることから、消費者の利益と一致しない面があると認識している。所管の業界はないが、病虫害の侵入・まん延により被害を受ける農業生産従事者と病虫害が付着しているものであっても自由に植物を輸入したいとの消費者の利害は一致しない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	輸入植物検疫において不合格になった貨物については廃棄・消毒等の措置を実施することになるが、消毒の際にはくん蒸剤を使用する。くん蒸剤の使用に当たっては、定められた基準に基づき適正に使用していることを確認している。
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	残留農薬基準のポジティブリスト化に伴い、くん蒸時間を厳守している。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	○	くん蒸時間をその都度確認している。
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	○	くん蒸時間の厳守が確実に行えるように、他の業務との調整をしている。
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	○	くん蒸時間等を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	○	輸入植物検疫規程等に定められた基準を遵守している。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	○	くん蒸時間等を厳守している。
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われていえるか（根拠のない判断をしていないか）。	○	輸入植物検疫規程等に定められた基準を遵守している。
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	植物検疫の場合、食の安全に関する業務は、植物から病害虫が発見された場合に植物に対して農薬による消毒(くん蒸)が考えられるが、基準に従って適切に実施することにより、食の安全は確保されているものとする。
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているもののなかで、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	×	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			
	(福岡支所に対する意見は寄せられていない。)		